

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年9月4日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「ペットボトルの循環型リサイクル施設」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者
株式会社ペトリバース
代表取締役社長 稲田 修司
川崎市川崎区扇町12番2号
- 2 指定開発行為の名称及び種類
（1）名称
ペットボトルの循環型リサイクル施設
（2）種類
工場又は事業所の新設（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（第2種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域
川崎市川崎区扇町12番2号
- 4 指定開発行為の目的及び内容
（1）目的
ペットボトルの循環型リサイクル施設の新設
（2）内容
ア 区域面積 50,970 m²
イ 土地利用計画
（ア）建築物 7,335 m²
（イ）屋外設備 8,651 m²
（ウ）緑化地 12,916 m²
（エ）通路・駐車場等 22,068 m²
ウ 処理施設計画
（ア）処理設備・工程
（ペットボトル粉碎工程，異種プラスチックその他分離工程，フレーク解重合工程，着色物・イオン除去工程，BHET結晶析出・固液分離工程，BHET蒸留精製工程，熔融重合工程，固相重合工程，エチレングリコール蒸留精製工程，BHETフレーク化工程）
（イ）処理能力 83.5 t/日
- 5 施行期間
着手予定：平成14年 9月
完了予定：平成15年10月
- 6 条例評価書の写しの縦覧期間，場所及び時間
（1）期間
平成14年9月4日（水）から平成14年10月3日（木）まで
（2）場所
川崎区役所，川崎区役所田島支所，本庁（環境局環境評価室）
（3）時間
午前8時30分から午後5時まで
ただし，土曜日，日曜日等閉庁日は除きます。